

NO&T U.S. Law Update

米国最新法律情報

2021年4月 No.58

特別管轄権に関する近時の連邦最高裁の判断について

(Ford Motor Co. v. Montana Eighth Judicial District Court 事件の紹介)

弁護士 塚本 宏達

弁護士 佐藤 恭平

はじめに

裁判所がある事件について裁判を行う権限である裁判管轄権に関連して、人的管轄権 (personal jurisdiction) のうちの特別管轄権 (specific jurisdiction) について、2021年3月25日に米国連邦最高裁判所が興味深い判断を下しましたので、本ニュースレターで紹介いたします。

前提 – 裁判管轄権について

1. 事物管轄権と人的管轄権

裁判所がある事件について裁判を行う権限があるか否かは裁判管轄権の有無によって判断されますが、裁判管轄権には、紛争の性質に応じて管轄権の有無を判断する事物管轄権 (subject matter jurisdiction) と、当事者に着目して管轄権の有無を判断する人的管轄権 (personal jurisdiction) があり、その両方が認められる場合に裁判管轄権があることとなります。人的管轄権には一般的管轄権 (general jurisdiction) と特別管轄権 (specific jurisdiction) の二種類があり、そのいずれかが認められれば人的管轄権が認められます。

2. 一般的管轄権

2014年に連邦最高裁判所が一般的管轄権について判断したいわゆる Daimler 事件判決によって、ある裁判地が被告の本拠地 (“at home”) であれば一般的管轄権が認められ、この本拠地とは、個人であれば居住州、法人であれば原則として設立州又は主な営業地であることが示されました¹。ある被告について一般的管轄権が認められる場合、当該裁判地では、請求が当該裁判地における被告の活動と関係のない紛争であっても人的管轄権が認められます。

3. 特別管轄権

他方、特別管轄権は、一般的管轄権の場合と異なり、被告による裁判地との接触と一定の関連を有する請求にのみ及ぶとされています。2017年に連邦最高裁判所が特別管轄権の有無について判断を下した事件 (いわゆる Bristol-Myers 事件判決) では、特別管轄権が認められるためには、原告の請求が、被告による裁判地との接触から生じているか又はその接触と関連していなければならない (“must arise out of or relate to the defendant’s contacts with the forum”)、つまり、裁判地と紛争 (主に当該裁判地で発生した行為又は事象) との間に関連性がなければならないとされました²。このケースは、カリフォルニア州外の原告が、州外で購入した Plavix という

¹ Daimler AG v. Bauman, 134 S. Ct. 746 (2014)

² Bristol-Myers Squibb Co. v. Superior Court, 137 S. Ct. 1773 (2017)

処方薬を州外で使用して傷害を負ったことを理由に、同処方薬の製造業者である Bristol-Myers Squibb Company を被告としてカリフォルニア州の裁判所に訴えた事件であり、連邦最高裁判所は、特別管轄権に関する上記の要件を示した上で、事実関係に照らして、裁判地（カリフォルニア州）と州外の原告の請求との間に関連性はないとして特別管轄権を認めませんでした。今回 Ford Motor Company（以下、「Ford」といいます。）が訴えられたケースでも、この特別管轄権の有無が問題となりました。

本件訴訟について

1. 事案の概要

本件訴訟の被告である Ford は、ミシガン州に本店を有するデラウェア州設立会社であり、米国内外において同社の自動車関連製品の販売や修理等のサービス提供を行っていました。また、自社製品の再販売市場の促進も行っており、ほぼ全てのディーラーを通じて新品だけでなく中古の Ford 車の売買も行われていました。本件訴訟は二件のそれぞれ別の原告による訴えに関するもので、一件目の訴訟の原告は、モンタナ州で Ford 車（1996 年製 Explorer）を運転中に事故に遭い死亡した同州住民の遺産管理人で、モンタナ州の裁判所において Ford を被告として設計上の欠陥等に基づく訴えを提起しました。二件目の訴訟の原告は、ミネソタ州で友人の運転する Ford 車（1994 年製 Crown Victoria）に同乗している際に事故に遭い、脳に深刻な傷害を受けたため、ミネソタ州の裁判所において Ford を被告として製造物責任等に関する訴えを提起しました。

Ford は、それぞれの訴えに対して人的管轄権の欠如を理由に訴え却下の申立てを行いました。具体的には、各州の裁判所は、被告の当該州における行為によって原告の請求が生じた場合にのみ人的管轄権を有するのであり、さらに、そのような因果関係は事故に巻き込まれた当該車の被告による設計、製造又は販売が当該州において行われていた場合に限り存在するとし、本件ではそれらの事実は認められないため³、人的管轄権は認められるべきではないと主張しました。モンタナ州最高裁判所及びミネソタ州最高裁判所は、これらの州における Ford による（当該車種を含めた）製品販売、ディーラーを通じた取引、宣伝活動、部品の販売、修理サービスの提供等から、Ford が意図的にこれらの州の市場を対象にしていたことを踏まえ、Ford の当該州内における行為と欠陥があったと主張される Ford 車が当該傷害を引き起こしたとの原告の主張との間には、人的管轄権を認めるために必要な関連性が存在すると判断し、Ford の申立てを却下したため、Ford は連邦最高裁判所に裁量上訴を申し立てました。

2. 連邦最高裁判所の判断

連邦最高裁判所は、結論としては、全員一致で Ford の申立てを却下し、モンタナ州最高裁判所及びミネソタ州の最高裁判所の判断を維持しました。

多数意見は、一般的管轄権及び特別管轄権の概念に触れつつ、特別管轄権が認められるためには、①被告が当該州において事業を行う特権を意図的に利用したこと（被告の選択により、意図的に当該州の市場との接触を持ったこと）及び②原告の請求が、被告による当該州との接触から生じたものか又はその接触に関連するものであること（“must arise out of or relate to the defendant’s contacts with the forum”）の両方を満たす必要があることを確認しました。そして、Ford がモンタナ州及びミネソタ州において実質的な事業を行っていることを認めているから、上記①の要件は満たしているとした。

次に②の要件については、被告による当該州における行為によって原告の請求が生じたという因果関係が必要であるとの Ford の主張に対して、そのような厳格な因果関係を要求するものではないとし、上記②の要件の後半部分（「又は」以降）に焦点を当てて、原告の請求が被告による当該州との接触に関連するもの（“relate to”）であれば、因果関係が示されなくても特別管轄権が認められると判示しました。その上で、当該州の住民である原告の請求が、当該州において自動車が故障して発生した事故により生じた傷害を理由とするものであること、Ford が長年にわたってモンタナ州及びミネソタ州において問題となった二車種を宣伝し、販売し、修理等のサービスを提供してきたこと（言い換えれば、Ford が組織的に両州において問題となった二車種の事業展開をしていたこと）

³ 今回の訴訟で問題となった車は、ミシガン州で設計され、それぞれケンタッキー州及びカナダで製造されています。これらの車は、当初 Ford によりそれぞれワシントン州及びノースダコタ州で販売されましたが、その後、消費者による再販売や移動を通じてモンタナ州及びミネソタ州に持ち込まれていました。

等から、被告、裁判地及び当該訴訟の間には強い関連性があるため、特別管轄権を認めるべき本質的な基礎があると判断しました。

上記のとおり Ford がモンタナ州及びミネソタ州において実質的な事業を行って、これらの州の法の便益と保護を享受していたことを踏まえると、Ford には一定の義務（これらの州において宣伝していた自動車について州民に安全に使用させる義務を含みます。）が生じるのであって、本件において特別管轄権を認めることは Ford を公平に取り扱うものであると判断しています。

Ford は、自社の主張は Bristol-Myers 事件判決に依拠しており、同判決と同様に本件についても特別管轄権は否定されるべきと主張していました。これを受けて、連邦最高裁判所は、Bristol-Myers 事件判決の判断を否定することなく、同事件については、上述のとおりカリフォルニア州（裁判地）外の原告がカリフォルニア州内で購入したものではない処方薬の使用により州外で損害を負ったとして被告を訴えたものであること等から、原告の請求と、裁判地及びそこにおける被告の活動との間に関連性が全くないと判断されたにすぎず、本件（原告は裁判地の居住者であり、当該州において問題の車を使用していた際に不具合が生じて傷害を負った）とは事実関係が異なるとして、Ford の主張を退けています。

なお、多数意見は、今回の判断は、ある州において何らかの方法により製品を販売した人が、その製品に不具合があった場合に当該州において必ず人的管轄権に服することを示したわけではなく、裁判所の立場として、継続的な (continuous) 取引と、孤立した (isolated) 取引や散発的な (sporadic) 取引を区別してこれまで取り扱ってきたこと、また、インターネットを通じた取引については本件では検討の対象ではないことに言及しています。

今後の実務に与える影響

今回の連邦最高裁判所の判断において、特別管轄権を認めるための要件の一つである、「原告の請求が被告による当該州との接触から生じたものか又はその接触に関連するものであること」(the plaintiff's claims "must arise out of or relate to the defendant's contacts with the forum") という要件の後半の、原告の請求がその接触に「関連するもの」であることという部分が切り出され、原告の請求が被告による裁判地との接触から生じたものではなくても、裁判地との接触と関連していれば因果関係が認められなくとも特別管轄権が認められることが示されたため、今後、特別管轄権が認められる場面が増える可能性があると考えられます。多数意見は、この「関連するもの」という要件について、どのようなものでもよいというわけではなく、被告を適切に保護するための実質的な限界を内包すると説明していますが、今回の判断では特別管轄権を認めるのに十分な関連性とは何を指すのかが必ずしも明確に示されていないため⁴、今後は、原告の請求が被告による裁判地との接触に「関連するもの」という要件をできる限り広く解釈しようとする原告により特別管轄権の有無が争われる機会が増える（被告側の立場からすると、本拠地ではない州の裁判に巻き込まれるリスクが高まる）ことも予想されます。

以上を踏まえて、米国において自社が製造・販売する製品との関係で被告とされ得る企業としては、原告の請求と「関連する」("relate to") と判断されるに足りるような裁判地における活動があるかという観点から自社の事業活動の内容を見直しつつ、具体的にどのような場面で特別管轄権が認められるのかという点について今後の裁判の動向に注視することが重要であると考えられます。

2021年4月16日

⁴ Alito 判事及び Gorsuch 判事は、同意意見において、結論としては多数意見に賛成するものの、②の要件の後半部分を切り出し、原告の請求が被告の当該州の接触に関連するものであれば足り、因果関係を示す必要はないとする基準を示したことについては、特別管轄権が認められる場面が拡大する可能性があること、何をもちいて関連性があるとするのかについて明確性を欠くこと等を理由に、それぞれ疑問を呈しています。

[執筆者]

**塚本 宏達** (弁護士・NY オフィス共同代表)

hironobu_tsukamoto@noandt.com

1998 年京都大学法学部卒業。2005 年 The University of Chicago Law School 卒業 (LL.M.)。2005 年～2007 年に Weil, Gotshal & Manges LLP (シリコンバレーオフィス) に勤務。2000 年弁護士登録 (第一東京弁護士会)、長島・大野・常松法律事務所入所。2015 年より長島・大野・常松法律事務所ニューヨークオフィス (Nagashima Ohno & Tsunematsu NY LLP) 共同代表。ニューヨークを拠点として、日系依頼者が米国において事業活動を行うことに関連して生じる様々な問題について、紛争対応を含めて継続的に助言をしている。

**佐藤 恭平** (弁護士・アソシエイト)

kyohei_sato@noandt.com

2006 年早稲田大学法学部卒業。2008 年早稲田大学大学院法務研究科修了。2015 年 Fordham University School of Law 卒業 (LL.M. in Banking, Corporate, and Finance)。2009 年弁護士登録 (第一東京弁護士会。2014 年に留学のため弁護士登録を一時抹消し、2015 年再登録。)、長島・大野・常松法律事務所入所。入所以来、M&A を中心に様々なコーポレート案件に従事する。2015 年より長島・大野・常松法律事務所ニューヨークオフィス (Nagashima Ohno & Tsunematsu NY LLP) に勤務し、近時はニューヨークを拠点として、日本及び米国における企業法務に関するアドバイスを幅広く提供している。

本ニュースレターは、各位のご参考のために一般的な情報を簡潔に提供することを目的としたものであり、当事務所の法的アドバイスを構成するものではありません。また見解に亘る部分は執筆者の個人的見解であり当事務所の見解ではありません。一般的情報としての性質上、法令の条文や出典の引用を意図的に省略している場合があります。個別具体的事案に係る問題については、必ず弁護士にご相談ください。

www.noandt.com

NAGASHIMA OHNO & TSUNEMATSU NY LLP

450 Lexington Avenue, Suite 3700

New York, NY 10017, U.S.A.

Tel: +1-212-258-3333 (代表) Fax: +1-212-957-3939 (代表) Email: info-ny@noandt.com



Nagashima Ohno & Tsunematsu NY LLP は、米国における紛争対応や日米間の国際取引について効率的な助言を行うことを目的に、長島・大野・常松法律事務所のニューヨーク・オフィスの事業主体として 2010 年 9 月 1 日に開設されました。米国の法務事情について精緻な情報収集を行いつつ、米国やその周辺地域で法律問題に直面する日本企業に対して、良質かつ効率的なサービスを提供しています。

長島・大野・常松 法律事務所

〒100-7036 東京都千代田区丸の内二丁目 7 番 2 号 J Pタワー

Tel: 03-6889-7000 (代表) Fax: 03-6889-8000 (代表) Email: info@noandt.com



長島・大野・常松法律事務所は、500 名を超える弁護士が所属する日本有数の総合法律事務所であり、東京、ニューヨーク、シンガポール、バンコク、ホーチミン、ハノイ及び上海にオフィスを構えています。企業法務におけるあらゆる分野のリーガルサービスをワンストップで提供し、国内案件及び国際案件の双方に豊富な経験と実績を有しています。

NO&T U.S. Law Update ~米国最新法律情報~の配信登録を希望される場合には、

<<https://legal-lounge.noandt.com/portal/subscribe.jsp>>よりお申込みください。本ニュースレターに関するお問い合わせ等につきましては、<newsletter-us@noandt.com>までご連絡ください。なお、配信先としてご登録いただきましたメールアドレスには、長島・大野・常松法律事務所からその他のご案内もお送りする場合がございますので予めご了承くださいませお願いいたします。